

令和4年度の 大阪労働局の取組状況について

資料目次

- (1) 新型コロナウイルス感染症に対する取組(1～2頁)
- (2) 働き方改革の推進……………(3～5頁)
- (3) 雇用環境・均等の分野……………(6～12頁)
- (4) 労働基準の分野……………(13～21頁)
- (5) 職業安定の分野……………(22～29頁)
- (6) 需給調整事業の分野……………(30～31頁)
- (7) 労働保険適用徴収の分野……………(32～33頁)

(1) 新型コロナウイルス感染症に対する 取組

【新型コロナウイルス感染症に対する取組】

特別労働相談窓口の設置

- ① 総合労働相談コーナー（府内14か所） 新型コロナウイルス感染症の影響による一般的な労働相談、企業及び労働者からの特別休暇の導入に係る相談 等
- ② 労働基準部監督課内 新型コロナウイルス感染症の影響による法令違反に関する情報提供 等
- ③ 大阪労働局助成金センター 新型コロナウイルス感染症の影響による雇用調整助成金に関する相談 等
- ④ 雇用環境・均等部内 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置全般及び母性健康管理措置による休暇取得支援に関する助成金、小学校休業等対応助成金に関する相談 等
- ⑤ 大阪新卒応援ハローワーク（新卒者内定取消等特別相談窓口） 新型コロナウイルス感染症の影響による内定取消し等に係る学生等に対する相談
- ⑥ 需給調整事業部内 新型コロナウイルス感染拡大等に伴う労働者派遣契約の解除等に関する相談

【新型コロナウイルス感染症関連労働相談状況】
（令和2年2月14日～令和5年1月31日累計）

相談者内訳	相談者数
事業主	212,471件
労働者（家族、知人含む）	11,264件
その他（社労士、各種団体等）	34,741件

相談内容内訳	相談件数
雇用調整助成金	230,327件
休業に関すること	9,545件
小学校休業等対応助成金	7,232件
解雇・雇止め	1,529件
新規学卒者の内定取り消し	59件

各種助成金（特例措置等）の実施

- ①産業雇用安定助成金 ※令和4年10月に、支給期間の延長、支給対象労働者数の上限撤廃等の要件緩和及び助成対象の拡充を実施
- ②トライアル雇用助成金（新型コロナウイルス感染症対応（短時間）トライアルコース）
- ③雇用調整助成金の特例措置 ※令和4年10月より段階的縮小を実施。※令和4年12月以降は原則通常制度へ移行（一部助成要件等は令和5年3月まで継続）。
- ④新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 ※令和5年3月末で終了
- ⑤人材確保等支援助成金（テレワークコース）
- ⑥新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金及び支援金 ※令和5年4月以降は「両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症対応特例）」に制度を切り替えて実施予定。
- ⑦新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金（令和4年度で終了予定）及び両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース） ※令和5年4月から9月末までの休暇について、制度見直しの上引き続き対象とする予定。

(2) 働き方改革の推進

【働き方改革の推進①】

大阪働き方改革推進会議の取組

- 推進会議(労働施策総合推進法に基づく「協議会」に位置付け)では、大阪地域で働き方改革を進める指針となる「基本方針」及び各構成団体が毎年度取り組む事項を「実行計画」として取りまとめ、各構成団体間で情報共有や意見交換等を行い、連携を図っている。
- ・ 令和4年5月25日 第9回本会議を開催。
 - ・ 令和4年10月24日 令和4年度第1回実務者会議を開催。

- ◆基本方針
働き方改革関連法の周知・浸透をはじめ、多様な人材の活躍促進などのテーマを設け、取組の方向性を制定。
- ◆実行計画
構成員の取組予定を実行計画として年度当初に明示し、構成員間の相互連携を促す。



第9回 本会議

構成団体		
行政機関	労使団体等	金融機関
<ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪府 ・ 大阪市 ・ 堺市 ・ 近畿総合通信局 ・ 近畿財務局 ・ 近畿厚生局 ・ 近畿農政局 ・ 近畿経済産業局 ・ 近畿地方整備局 ・ 近畿運輸局 ・ 大阪出入国在留管理局 ・ 大阪労働局(事務局) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連合大阪 ・ 関西経済連合会 ・ 大阪商工会議所 ・ 堺商工会議所 ・ 大阪府商工会連合会 ・ 大阪府中小企業団体中央会 ・ 大阪府社会保険労務士会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪信用金庫 ・ 池田泉州銀行 ・ リソナ銀行 ・ 関西みらい銀行

オブザーバー

近畿税理士会、全国労働保険事務組合連合会大阪支部、大阪産業保健総合支援センター、中央労働委員会事務局西日本事務所、大阪府よろず支援拠点、大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター

最低賃金のための環境整備に関する作業部会	就職氷河期作業部会 (大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム)	在籍型出向等支援作業部会 (大阪府在籍型出向等支援協議会)
----------------------	--------------------------------------	----------------------------------

働き方改革関連法の円滑な施行 (同一労働同一賃金に関する周知)

行政運営方針
【2-5】

【パートタイム・有期雇用労働法の履行確保】

- パートタイム・有期雇用労働法に基づく報告徴収等により、「同一労働同一賃金ガイドライン」の周知・啓発を行うほか、正規・非正規雇用労働者の待遇に差が見受けられる場合は、大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターにおける「職務分析・職務評価コンサルティング」の活用などにより、非正規雇用労働者の待遇改善に向けた具体的な取組を行うよう助言。
- 個々の労働者の均等・均衡待遇に係る労使紛争に対しては、パートタイム・有期雇用労働法に基づく紛争解決援助制度の利用を促し、解決に向けて働きかけている。



働き方改革関連法等(改正労働基準法等)の浸透

改正労働基準法等の周知

◆「働き方改革」の推進に向けた労働時間相談・支援班の取組

令和5年4月から中小企業に対する月60時間を超える時間外労働に係る割増率が上げられ、令和6年4月から「建設」「自動車運転者」「医師」に対する時間外労働時間の上限規制の適用が始まることから、各労働基準監督署に設置する労働時間相談・支援班では、集団指導や個別訪問などあらゆる機会を通じて改正法や中小企業・小規模事業者に対する支援策の周知に努めています。

【労働時間相談・支援班による実施状況】(令和5年1月末現在)

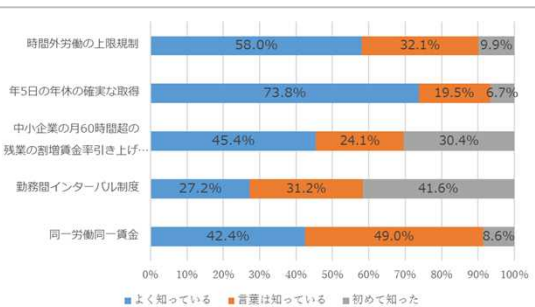
集団指導		訪問支援(※1)	その他個別支援(※2)
回数(回)	参加事業場数(社)	件数	件数
229	2,888	1,215	964

※1労働時間相談・支援班により事業場を個別訪問したもの

※2「最低賃金周知・支援月間」(9月)に、最低賃金引上げに伴い中小企業における「生産性向上」に向けた支援策の周知を行ったもの

◆中小企業における「働き方改革」に関する認知度及び取組状況の調査の実施

令和4年11月の「過重労働解消キャンペーン」期間中に労働基準関係法令の違反が疑われる事業場に対して集中的な監督指導を実施しました。その際、昨年度に引き続き、働き方改革関連法の認知度と働き方改革への取組状況を調査し、その結果を取りまとめて、令和5年2月8日に公表しました。



中小企業においては、「時間外労働の上限規制」及び「年5日の年休の確実な取得」について一定の認知度がありましたが、「中小企業の月60時間超の残業の割増賃金引上げ」「勤務間インターバル」「同一労働同一賃金」については、「よく知っている」との回答率は半数以下となりました。

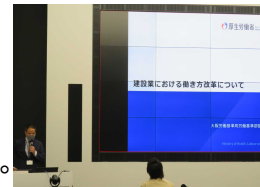
(アンケート回答数:564事業場(うち中小企業526事業場))

◆労働時間の上限規制適用猶予の事業・業務への周知・支援

【建設業における働き方改革の推進】

国・大阪府・大阪市・堺市・大阪建設業協会等による「適正工期」の設定に向けた啓発用ポスターを、官民の発注者等へ送付して協力を呼び掛けました。

また、近畿地方整備局が主催する、傘下の河川事務所職員向けの「働き方改革」に関する勉強会において、当局職員が改正労働基準法等を説明するなど、関係機関と連携した取組を実施しました。



近畿地方整備局管内の河川事務所職員に対する説明会 風景



【自動車運転者の労働時間削減に向けた取組】

令和6年4月の改正労働基準法の適用に向けて、令和4年12月23日に改善基準告示が改正されました。各労働基準監督署では労働時間相談・支援班により改正改善基準告示及び労働時間の削減に資する各種支援策等の周知等について、事業主団体等と協力して説明会を開催しました。

トラック協会共催の説明会 風景



自動車運転者を使用する事業者向け説明会

開催回数:107回

参加事業場数:1,617社 (令和5年1月末 局全体)

2日間で538事業場が参加!

【医師の「働き方改革」の推進】

7月に労働基準監督署の職員と大阪府医療勤務環境改善支援センターのアドバイザーによる個別相談会を開催した際に、定員のため個別相談に参加できなかった医療機関が多数あったことから、11月14日に第2回目の個別相談会を開催しました。

個別相談会の参加医療機関数

第1回:45医療機関
第2回:50医療機関



個別相談会 風景

(3) 雇用環境・均等の分野

【雇用環境・均等部における新型コロナウイルス感染症に対応する取組】

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

【新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金】

- 小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話を行うため仕事を休まざるを得ない保護者に対して、有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主に対して、休暇中に支払った賃金相当額を支給する「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」制度を実施。
- 令和5年3月31日までの休暇取得が対象となっているが、令和5年4月以降は「両立支援等助成金(新型コロナウイルス感染症対策特例)」に制度を切り替え予定としている。(再掲)

【小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口】

- 労働者の方からの相談内容に応じて、企業への特別休暇制度導入・小学校休業等対応助成金の活用の働きかけ等を実施。
- 労働局からの助成金の活用の働きかけに事業主が応じない場合は、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の仕組みにより労働者が直接申請を行うことが可能。

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置

- 妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的ストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、医師等から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主は、この指導に基づいて必要な措置を講じなければならないこととされている。
この、均等法の指針に基づく措置の対象期間は令和5年3月31日までだが、今後、令和5年9月30日まで延長される予定となっている。
- 医師等から休業の指示があった場合は「両立支援等助成金(新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース)」等を活用して、有給の休暇制度を取得させるよう事業主に働きかけを行っている。
- 「母性健康管理措置等に係る特別相談窓口」を設置。

女性の活躍推進及び総合的なハラスメント対策

女性の活躍推進

行政運営方針【2-2-②】

【一般事業主行動計画策定届 届出企業数(令和5年1月末現在)】

令和4年4月1日より、行動計画の策定・届出等の義務の対象が常用労働者数301人以上の事業主から101人以上の事業主まで拡大。

3,693社 (うち100人以下 200社) <届出率 90.4%>

【えるぼし認定企業数(令和5年1月末現在)】

129社(うち300人以下 42社)

3段階目 85社
2段階目 43社
1段階目 1社



- 取組の実施状況が優良な事業主は、申請することにより厚生労働大臣の認定(えるぼし認定:3段階)を受けることができる。
- 認定事業主の中から特に優良な事業主は、特例認定(プラチナえるぼし認定)を受けることができる。(令和2年6月1日施行)

【男女の賃金の差異の公表の義務化(令和4年7月8日施行)】

- 厚生労働省令が令和4年7月8日改正・施行され、常用労働者数301人以上の事業主が公表しなければならない女性の活躍に関する情報公表項目について、「**男女の賃金の差異**」が追加された。
- 初回の「男女の賃金の差異」の情報公表は、施行後に最初に終了する事業年度の実績を、その次の事業年度の開始後、おおむね3か月以内に公表、その後は年1回公表することが必要。

男女の賃金の差異公表企業 (女性の活躍推進企業データベースより) (単位:社)	
規模計	47
10人未満	0
10~100人	3
101人~300人	5
301人~500人	17
501人~1000人	9
1001人以上	13

(令和5年2月10日現在)

総合的なハラスメント対策

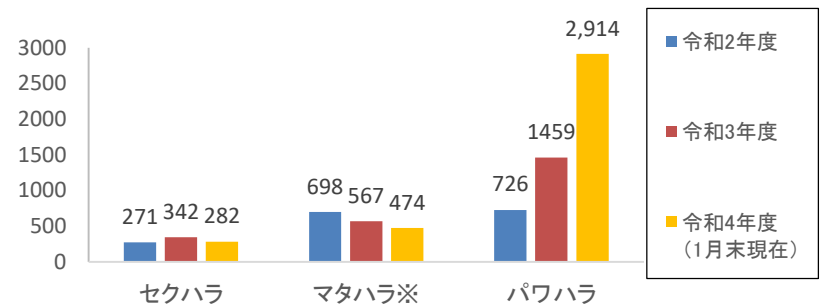
【労働施策総合推進法等の施行状況】

- 労働施策総合推進法の改正により、職場におけるパワーハラスメントの防止について雇用管理上必要な措置を講じることが事業主に新たに義務付けられた。大企業は令和2年6月施行、中小企業に関しても令和4年4月1日から施行されている。
- 令和2年6月、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法も一部改正され、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児・介護休業等に関するハラスメントについても、相談したことを理由とした不利益取扱いを禁止するなどハラスメント対策が強化されている。
- パワーハラスメントの相談については、令和4年上半期において前年度相談件数を超え、前年度の倍の件数で推移している。

【ハラスメント防止対策について労働局の取組】

- 労働施策総合推進法の改正についての周知のため、事業主団体の研修等の機会を捉えて説明を行っている。
- 労働局及び労働基準監督署内に設置されている総合労働相談コーナーにおいて、パワーハラスメントに関する相談対応を行い、事案に応じて、紛争解決援助制度や調停を活用、労使間の紛争の解決を図っている。
- セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメントに関しても、労働局で相談対応を行い、紛争解決援助制度等を活用して解決を図っている。
- 企業が法に沿ったハラスメント防止対策が行われるよう、企業に対して報告徴収等を実施している。

ハラスメントに関する労働者からの相談件数(大阪)



※ 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関する不利益取扱い及びハラスメント

【働き方・休み方改善の促進】

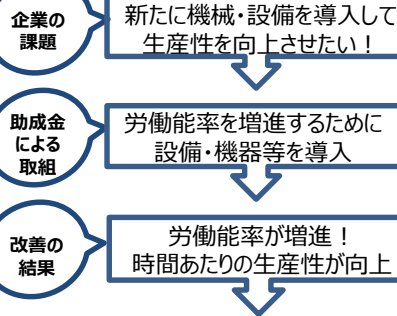
助成金の活用による働き方改革

【働き方改革推進支援助成金】

- 生産性を高めながら労働時間の短縮や年次有給休暇の促進に向けた環境整備、賃金の引き上げを図るための取組等を行う中小企業・小規模事業者又は事業主団体に対して助成金を支給している。
(「労働時間短縮・年休促進支援コース」「勤務間インターバル導入コース」「労働時間適正管理推進コース」「団体推進コース」の4コース)

【申請件数】

令和4年度 584件 (令和5年1月末現在)
令和3年度 730件

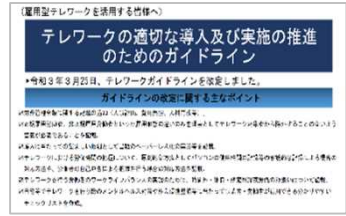


生産性を向上しつつ時間外労働を削減!

テレワークの普及促進

【「テレワークガイドライン」の周知】

- 令和3年3月25日に改定された「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」を紹介する動画を作成し、大阪労働局YouTubeチャンネルに掲載する等、周知・啓発を実施。



【テレワーク支援に関する情報の一元的な提供】

- テレワークガイドライン及びテレワーク導入のための労務管理等Q&A集等関係資料、その他テレワーク支援に関する情報を大阪労働局ホームページのテレワーク特設ページにまとめて掲載。
- 大阪府内のテレワークを導入している企業の取組事例を大阪労働局ホームページに掲載(令和5年1月末現在で102社掲載)。



【助成金による支援(人材確保等支援助成金(テレワークコース))】

- 良質なテレワークを制度として導入し、実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主(※)に対し助成金を支給している。

※テレワーク勤務を新規に導入する事業主及び試行的に導入している(又はしていた)事業主が対象。

【職業生活と家庭生活の両立支援対策】

育児・介護休業法の改正

【改正育児・介護休業法の履行確保】

- 育児休業を取得しやすい職場環境の整備、男性の育児休業取得促進などを柱とする、改正育児・介護休業法が令和4年4月から順次施行され、10月からは、子の出生直後の時期に柔軟な育児休業(産後パパ育休)の取得ができるようになり、育児休業の分割取得も可能となった。
- 労働局では、年間を通して改正法の説明会等を実施し周知・啓発を行うとともに、指導課に設置されている「育児休業制度等に関する相談窓口」に寄せられる労働者、事業主等からの相談に積極的に対応し、法の履行確保を図っている。
- 令和5年4月から常時雇用する労働者が1,000人を超える事業主については、男性の育児休業の取得状況を年1回公表することが義務付けられることから、義務化対象の企業に対し、文書による通知を行うほか、説明会等あらゆる機会を通じ周知・広報を行っている。

【令和5年4月施行内容リーフレット】




【改正育児・介護休業法等セミナー】

次世代育成支援対策の推進

【一般事業主行動計画策定届 届出企業数(令和5年1月末現在)】

7608社 (うち100人以下 3,839社) <届出率 97.6%>

【くるみん認定企業数】

認定企業 217社 (うちプラチナくるみん 23社)

- 行動計画に定めた目標を達成したなどの一定の基準を満たした企業は、申請することにより厚生労働大臣の認定(くるみん認定)を受けることができる。
- くるみん認定を受けた企業が、より高い水準の取組を行い、一定の基準を満たすと特例認定(プラチナくるみん認定)を受けることができる。
- 令和4年4月から新たな認定制度として、トライくるみんが創設された。



助成金による支援(両立支援等助成金)

- 育児・介護休業等の円滑な取得、職場復帰に取り組む中小企業を支援。
 - ・ 出生時両立支援コース
 - ・ 育児休業等支援コース
 - ・ 介護離職防止支援コース 等

【申請件数】

コース名	出生時両立支援 (経過措置含む)	育児休業等支援	介護離職防止支援
令和4年度 (1月末現在)	537件	822件	170件
令和3年度	1,315件	969件	131件

【中小企業・小規模事業者等への支援と生産性向上の推進】

働き方改革推進支援・賃金相談センター

- 中小企業や小規模事業者等に働き方改革への理解を促進し、課題に応じた支援を推進するため、平成30年4月から「大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター」を開設。（令和4年度は前年度から引き続き大阪府社会保険労務士会に委託。）
- 企業からの電話・来所・メール・オンラインによる相談対応、事業所への訪問コンサルティング、働き方改革関連法セミナーへの参加等が無料で利用できる。【相談件数 1,761件、コンサルティング件数 865件、セミナー回数 145回（令和5年1月末現在）】
- 昨年度から、業種別事業主団体に対する継続的支援も実施している。

【主な相談内容】

社会保険労務士や経営コンサルタント等のビジネスサポートの専門家が労務管理・賃金制度等の悩みに無料で相談に対応。

- 労働時間の見直し（時間外労働の削減・36協定の締結の仕方など）
- 非正規雇用労働者の処遇改善（同一労働同一賃金ガイドライン対応など）
- 助成金の活用（利用可能な各種助成金に関するアドバイスなど）

助成金による支援（業務改善助成金）

- 事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に助成金を支給している。
- 令和4年12月に制度が拡充され、事業場規模30人未満の事業者に対し、助成上限額が引き上げられた。
- 9月の最低賃金周知・支援月間に、働き方改革推進支援・賃金相談センターにおいて、業務改善助成金のセミナーを開催する等、制度の利用促進に向けて集中的な周知を実施した。

【申請件数】

コース名	通常コース	特例コース（※）
令和4年度 （1月末現在）	242件	153件
令和3年度	334件	26件

※新型コロナウイルス感染症の影響を受け業況が特に厳しい事業者を支援するため、令和4年1月に創設。



【労働相談の充実のための取組】

労働相談件数

令和4年度 (令和5年1月末現在)	令和3年度	令和2年度	令和元年度
125,036 件	140,957 件	146,036 件	131,444 件

令和4年度(令和5年1月末現在)の労働相談件数のうち、事業主からの相談件数は52,256件(41.8%)。

民事上の個別労働相談件数(「労働相談件数」の内数)

令和4年度 (令和5年1月末現在)	令和3年度	令和2年度	令和元年度
21,677 件	27,747 件	25,330 件	20,434 件

令和4年度(令和5年1月末現在)の個別労働相談件数のうち、事業主からの相談件数は2,484件(11.5%)。

個別労働紛争解決促進法に基づく、労働局長の助言・指導及び紛争調整委員会によるあっせんの運用状況

労働局長の助言・指導(受付件数)

令和4年度 (令和5年1月末現在)	令和3年度	令和2年度	令和元年度
620 件	732 件	702 件	729 件

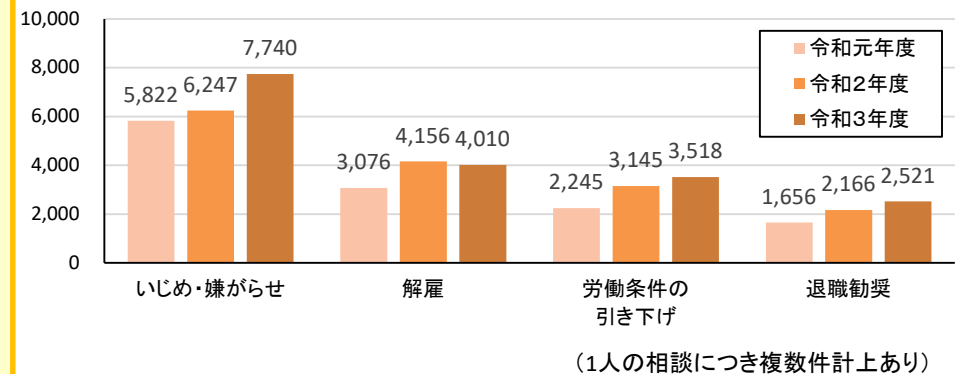
令和3年度に助言・指導を実施した703件のうち、291件(41.4%)が解決した。

紛争調整委員会によるあっせん(受理件数)

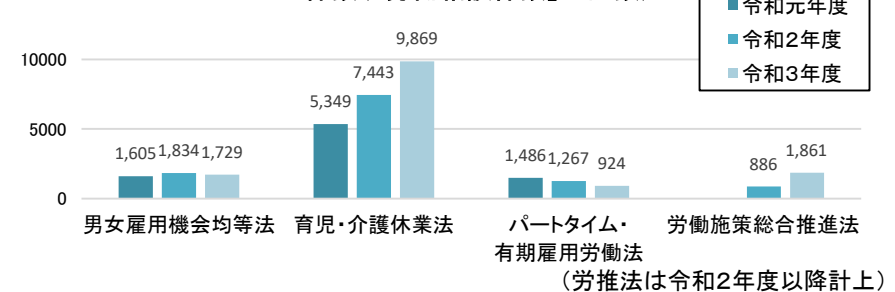
令和4年度 (令和5年1月末現在)	令和3年度	令和2年度	平成元年度
194 件	303 件	297 件	372 件

令和3年度に手続きを終了したあっせん296件のうち、合意成立件数は96件(32.4%)であった。

民事上の個別労働相談内容の内訳(上位4位)



(参考) 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法、労働施策総合推進法(パワハラ)に係る相談件数(「労働相談件数」の内数)

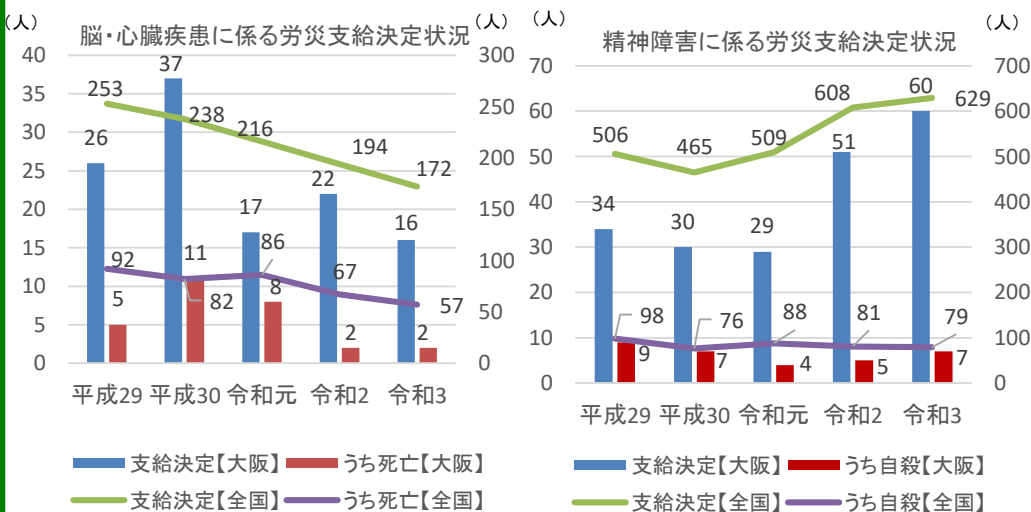


(4) 労働基準の分野

【過重労働による健康障害の防止①】

長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止の徹底

脳・心臓疾患及び精神障害の労災補償状況



長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導状況

◆監督指導の強化(過重労働解消キャンペーン(11月)期間中)

- 各種情報から月80時間を超える時間外・休日労働があると考えられる事業場等に対して重点的に監督指導を実施しました。
- 監督指導の結果、違法な時間外労働等の労働基準関係法令違反が認められたため、それらの事業場に対して、是正に向けた指導を行うとともに、長時間労働が認められた事業場に対して、時間外・休日労働の削減を指導しました。

	実施事業場数	労働基準関係法令違反事業場数	主な違反事項別事業場数		
			労働時間	賃金不払残業	健康障害防止措置
合計	559 (100%)	484 (86.6%)	235 (42.0%)	66 (11.8%)	182 (32.6%)

◆長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果から見た大阪府における働き方改革推進状況(過重労働解消キャンペーン期間中)

	令和4年度	令和3年度
1 監督実施事業場	559	675
2 違法な時間外労働が認められたもの	235(42.0%) ↑	143(21.2%)
3 上記2のうち、時間外・休日労働の実績が最長の労働者の時間数が、		
(1) 月80時間を超えるもの	53(22.6%) ↑	28(19.6%)
(2) うち、月100時間を超えるもの	29(12.3%) ↓	25(17.5%)
(3) うち、月150時間を超えるもの	4(1.7%) ↓	11(7.7%)
(4) うち、月200時間を超えるもの	2(0.9%) ↓	4(2.8%)
4 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの	152(27.2%) ↓	202(29.9%)
5 上記4のうち、時間外・休日労働を月80時間以内へ削減するよう指導したものの	62(40.8%) ↑	82(40.6%)

ストレスチェック制度の実施状況

(常時使用する労働者が50人以上の事業場)

【目標】

- ◎ストレスチェックに取り組んでいる労働者数50人以上の事業場の割合を2022年(令和4年)までに90%以上とする
- ◎ストレスチェック結果に基づき集団分析を実施した事業場の割合を2022年(令和4年)までに85%以上とする

【令和3年におけるストレスチェック実施状況】

- ◎事業場の87.9%がストレスチェックを実施
- ◎実施事業場の87.9%の事業場が集団分析を実施
(令和5年1月末現在)



- 大阪労働局公式YouTubeチャンネルにおいて、動画「ストレスチェックを実施しましょう!」を配信しました。
- 大阪産業保健総合支援センターの活動内容及び利用促進について周知しました。
- ポータルサイト「あかるい職場応援団」、「パワーハラスメント対策導入マニュアル」等を活用した周知を実施しました。

【過重労働による健康障害の防止②・労働条件の確保・改善対策の推進】

主な過労死等防止対策の推進

行政運営方針
〔2-4〕

◆労働局長によるベストプラクティス企業の取組紹介



令和4年11月11日に、労働局長が長時間労働削減をはじめとした働き方改革の推進に積極的な取組を行っているベストプラクティス企業（**大阪ガス株式会社**）を訪問し、企業の取組状況について、動画等により紹介しました。

◆労働基準監督署による荷主等に対する要請

道路貨物運送業は、他の業種に比べて長時間労働の実態にあり、過労死等の労災支給決定件数が最も多い業種であることから、トラック運転者の長時間労働の是正等の働き方改革を一層積極的に進める必要があります。

大阪労働局では、局監督課・労働基準監督署のメンバーで編成される「荷主特別対策チーム」により、トラック運転者の方の長時間労働の是正のため、発・着荷主等に対して、改正された改善基準告示を広く周知するほか、長時間の荷待ちを発生させないことなどについて要請することを通じて、トラック運転者が健康に働くことができる環境整備に取り組んでいます。



◆大阪府と連携した「36協定締結周知期間」の取組

大阪府との間で、協定を締結した「いわゆるブラック企業の撲滅に向けた共同宣言」に基づき、**令和5年1月16日から2月14日までの1か月間**を、「36協定締結周知期間」に設定し、大阪府と連名で労使団体に対して周知啓発の協力要請を行いました。

また、大阪働き方改革推進会議メンバーである池田泉州銀行の窓口（88支店）に啓発用リーフレットを配置するなど、周知啓発を行いました。



労働条件の確保・改善対策の推進

行政運営方針
〔4-1-③〕

◆監督指導件数の推移

	令和2年	令和3年	令和4年
監督指導実施件数	4,693	3,513	6,740
うち違反件数	3,278	2,540	4,948
違反率	69.8%	72.3%	73.4%

※監督指導実施件数のほか、新型コロナウイルス感染防止対策にかかる啓発指導等を、令和2年 5,617件、令和3年 4,103件、令和4年 2,229件実施している。
※令和4年の数値は速報値である。

◆申告監督件数の推移

	令和2年	令和3年	令和4年
申告監督実施件数	1,718	1,428	1,599
うち違反件数	1,057	937	1,024
違反率	61.5%	65.6%	64.0%

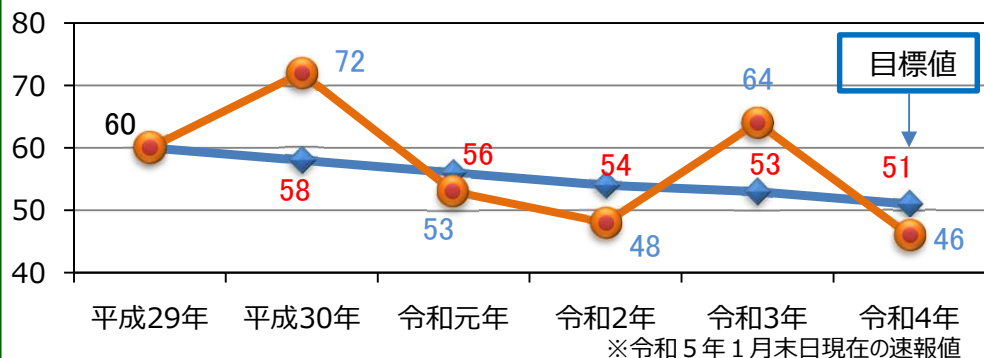
※令和4年の数値は速報値である。

◆送検件数の推移

	令和2年	令和3年	令和4年
労働基準法違反	35	30	26
労働安全衛生法違反	51	48	40
合計	86	78	66

死亡災害【目標】

平成29年と比較して、令和4年までに15%以上の減少



業種別内訳



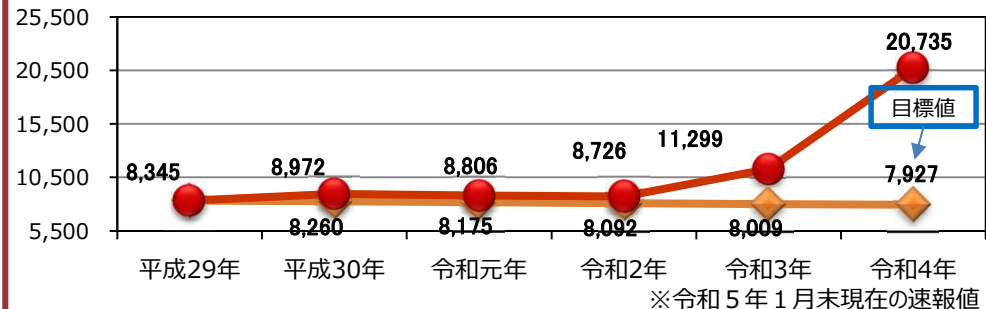
大阪労働局第13次労働災害防止推進計画

労働災害を少しでも減らし、安心して働くことができる職場の実現に向け、平成30年度を初年度として、5年間にわたり国が取り組む事項を定めた「労働災害防止計画」を踏まえて、大阪労働局が重点的に推進する事項を定めた計画です。

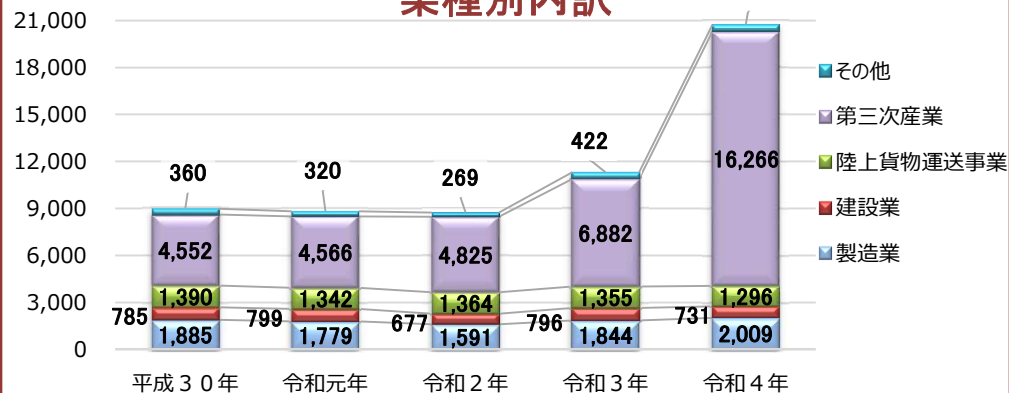
計画期間：平成30年度から令和4年度までの5か年

死傷災害【目標】

平成29年と比較して、令和4年までに5%以上の減少



業種別内訳



リスク“ゼロ”大阪推進運動

計画期間：平成30年度年から5か年

リスク“ゼロ”大阪推進運動は、平成30年度を初年度とする「大阪労働局第13次労働災害防止推進計画」の目標を達成するため、5つの活動に取り組むことにより、働く者すべてがそれぞれの立場で自主的に安全衛生活動を実践し、職場風土と安全文化を構築していくための啓発運動です。

安全見える化活動

安全Study活動

リスク評価推進活動

～ 取り組もう！ 5つの活動～

命綱GO活動

今日も一日ご安全に活動

【労働条件が確保され安全に働くことができる職場の実現②】

死亡災害撲滅に向けた取組

行政運営方針
【4-1-①】

1 「STOP!!死亡災害2022」活動の推進

令和4年6月～8月の3か月間、「STOP!!死亡災害2022」活動を展開し、リスク“ゼロ”大阪推進運動に強力に取り組むことにより、労使、関係者が一体となった労働災害防止活動の徹底を推し進めました。

また、製造業、建設業において死亡災害が急増したことから、災防団体等に対して緊急要請文書を発出し、積極的に周知を行いました。



2 積極的な広報活動

大阪労働局公式YouTubeチャンネルに令和4年全国安全週間準備期間中、局幹部のメッセージを配信。また、「業種別労働災害防止対策編」などの動画を配信し、広く周知・啓発活動に努めています。

3 墜落災害防止対策の展開

要求性能墜落制止用器具の適正な使用の徹底とフック掛け替え時の墜落を防止する二丁掛け墜落制止用器具の使用促進等を勧める「命綱GO活動」(いのちつなごう活動)を引き続き展開していきます。



4 パトロールの実施

局署一斉のトラックターミナル等のパトロール、クレーン協会及び建荷協と合同での機械災害防止パトロール、建設業労働災害防止協会と連携した「ご安全に運動」パトロールを実施しました。

5 年末における労働災害防止の強化

年末は工事が輻輳することによる災害発生が懸念されることから、近畿各労働局と連携し、一斉監督指導を実施。緊急要請に伴う労働局長建設現場安全衛生パトロールを実施しました。各労働基準監督署においても労働災害防止に向けた指導等を集中的に実施しました。

6 冬季死亡災害防止強化期間の設置

1～3月期の死亡災害件数を抑え込むことで年間発生件数の減少を図ることを目的に、令和5年1月1日から3月31日までを冬季死亡災害防止強化期間と定め、墜落災害の防止、交通労働災害の防止を重点に取り組みます。

減少がみられない災害への対策の推進

行政運営方針
【4-1-②】

■ 第三次産業に対する取組

- 小売業・社会福祉施設を中心として増加する行動災害の減少を目的として、多店舗展開し、大阪府内に本社を置き、安全衛生活動に積極的な法人各5社及び大阪府、社会福祉協議会を構成員とし、健康保険組合連合会、中央労働災害防止協会、大阪労働局職業安定部をオブザーバーとした、「小売業・社会福祉施設+Safe協議会」を開催(小売業は令和4年6月に1回目、令和5年1月に2回目を、社会福祉施設は令和4年6月に1回目、同年12月に2回目をそれぞれ開催)し、SAFEアワードに向け、取組事例を収集し、コンソーシアム内外への発信を行いました。
- 安全週間準備期間中の取組として、「+Safe育成支援事業場(小売業)」に対して局長パトロールを実施しました。
- 「今日も一日ご安全に活動」、「安全見える化活動」等の安全衛生意識の啓発に向けた取組の強化を図ります。



■ 陸上貨物運送事業に対する取組

- 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」(平成25年3月25日付け基発0325第1号)に基づき、基本的な安全対策の徹底を図ります。
- 全国安全週間準備期間中に管内の物流ターミナルに対し、労働基準部長による安全衛生パトロールを実施し、併せて、トラックターミナル及び物流拠点等を管内に有する労働基準監督署6署による広報パトロールを実施しました。
- 陸上貨物運送事業労働災害防止連絡会議を令和5年2月開催予定。



■ 大阪労働局公式YouTubeチャンネルを活用した広報

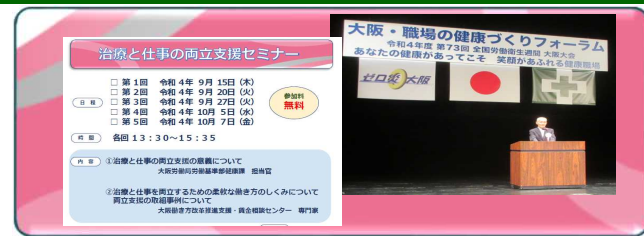
- コロナ禍により、大阪労働局公式YouTubeチャンネルを活用し、積極的に周知啓発活動に努めました。「遺族からのメッセージ」を含めた各種業界(製造業、建設業、陸上貨物運送事業ほか計6業種)に向けた全国安全週間メッセージ動画を配信したほか、「社会福祉施設における災害事例と防止対策」等といった災害事例に基づく動画を配信し同種災害の防止の徹底を図っています。

【安全で健康に働くことができる職場づくりの推進】

事業場における治療と仕事の両立支援

行政運営方針【4-2-④】

- 全国労働衛生週間中の、10月3日に開催した「大阪職場の健康づくりフォーラム」において、「治療と仕事の両立支援」をメインテーマに取り上げて、両立支援についての周知を行いました。
- 「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」普及のため、大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターと共催でセミナーを開催し周知を行いました。（開催回数：5回）
- 地方自治体、関係団体等で構成する「大阪府地域両立支援推進チーム会議」を開催し、チーム構成員の活動を共有するとともに、企業、医療機関等関係者との連携の強化を図りました。（12月13日開催）



化学物質を中心とした健康障害防止対策の推進

行政運営方針【4-1-②】

化学物質による健康障害防止対策

- 「化学物質管理・指導5か年計画」（2018年～2022年）により、化学物質製造者、化学物質を譲渡・提供する事業者及び化学物質取扱事業場を対象として、中長期にわたる計画的な指導を実施しました。
- 溶接ヒューム等に対する新たな規制が加えられた改正特定化学物質障害予防規則等について 大阪労働局公式YouTubeチャンネル等による周知を実施しました。
- 新たな化学物質規制に関するリーフレットを新たに作成し、周知を実施しました。
また、大阪労働局ホームページ内の化学物質対策のページをより利用しやすく整理するとともに、令和5年1月16日に「新たな化学物質規制に関する説明会」を開催しました。

特化則 動画視聴回数 9557件（1月末）



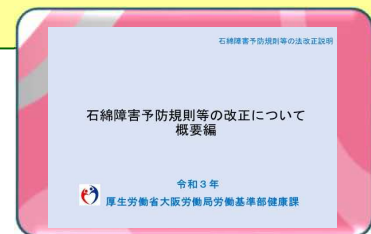
石綿による健康障害防止対策

- 解体工事の施工に当たっての石綿の使用状況についての事前調査（調査方法の明確化、事前調査・分析調査を行う者の要件新設、一定規模以上の解体・改修工事の事前調査結果の電子システムによる報告制度の新設）、労働者の石綿等化学物質の取扱履歴等の記録の保存のため（事業廃止時も含め）ばく露状況などの情報を確実に保存すること等、改正石綿障害予防規則の内容について周知を行いました。

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター、建災防大阪府支部と共催でWEB形式による説明会を開催（開催回数：4回開催）

大阪労働局公式YouTubeチャンネルにより、改正石綿障害予防規則の解説動画を配信

石綿（概要・詳細）動画視聴回数7506件（1月末）



職業性疾病等予防対策の推進

行政運営方針【4-1-②】

熱中症予防対策

- 「STOP！熱中症クールワークキャンペーン機関」（5月1日～9月30日）を中心に、熱中症対策について周知等を行いました。
 - ◆早い時期から熱順化及びWBGT値の確認を実施するよう専用リーフレット等により呼びかけ
 - ◆熱中症予防専用ページを開設するとともに、大阪労働局YouTubeチャンネルに動画配信
 - ◆大阪産業保健総合支援センターと共催熱中症対策セミナーを開催して熱中症対策セミナーを開催



【安全して働き続けられる職場環境の整備】

最低賃金制度の適切な運営等

大阪府の最低賃金の周知と中小企業等への支援措置等の周知の徹底

最低賃金周知・支援月間の設定

○期間：令和4年9月1日～9月30日

○趣旨：大阪府最低賃金の確実な履行確保を図るためには、積極的な広報活動等による的確な周知を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた中小企業・小規模事業者への支援に積極的に取り組むことが重要であるという観点から大阪労働局において「最低賃金周知・支援月間」を設定し、改定された大阪府最低賃金の周知等に取り組むとともに、業務改善助成金の支援策についても併せて周知を行い、利活用の勧奨を行いました。

○連携：局労働基準部、雇用環境・均等部、職業安定部及び各労働基準監督署

○広報：大阪府、各市町村、使用者団体、労働者団体等に対して広報誌への掲載、ポスターの掲示、各種リーフレットの配架など周知依頼を行いました。**【自治体広報誌（大阪府及び大阪府下43市町村）への掲載率100.0%】**

金融機関との包括連携協定を活用し、大阪信用金庫・池田泉州銀行等に対して、広報誌への掲載、各支店でのリーフレットの配架等を行いました。ケーブルテレビの地域ニュース番組に出演し、最低賃金額及び各種支援策について周知しました。

大阪局版ポスター・リーフレットを作成し、業務改善助成金等の利活用の促進

大阪府最低賃金
令和4年10月1日から
時間額 **1,023**円
使用者も、労働者も、必ず確認。

最低賃金との比較方法（計算方法）について

- ① 時給制の場合 時給 × 最低賃金額
- ② 日給制の場合 日給 ÷ 1日分の平均労働時間 × 最低賃金額
- ③ 月給制の場合 月給 ÷ 1年における1か月の平均法定労働時間 × 最低賃金額
- ④ 出来高給（請負給） 最低賃金額（最低賃金の時間） × 支払われた時間 × 1日当りの労働時間 ÷ 1か月の平均労働時間 × 最低賃金額
- ⑤ 1か月の労働収入を労働者に支払われた労働時間 ÷ 最低賃金額
- ⑥ 1か月の労働収入 ÷ 最低賃金額 × 1か月の労働時間

最低賃金との比較時に含まれない賃金の種類

- ① 特別手当、通勤手当、家族手当
- ② 1か月の労働収入を労働者に支払われた労働時間 ÷ 最低賃金額
- ③ 臨時に支払われた賃金（臨時手当など）
- ④ 退職金、終身給付及び退職金に対する賃金

最低賃金周知の要領表

支援制度1 中小企業・小規模事業者の状況に応じた実施を促します

支援制度2 賃金引き上げを促す制度

支援制度3 働き方改革推進支援・賃金相談センター

最低賃金周知の要領表

実施項目	実施時期	実施場所	実施内容
ポスターの掲示	令和4年9月1日～9月30日	大阪府庁、各支庁、各労働基準監督署	最低賃金周知ポスターの掲示
リーフレットの配架	令和4年9月1日～9月30日	大阪府庁、各支庁、各労働基準監督署	最低賃金周知リーフレットの配架
広報誌への掲載	令和4年9月1日～9月30日	大阪府、各市町村	最低賃金周知記事の掲載
ケーブルテレビの出演	令和4年9月1日～9月30日	大阪府、各市町村	最低賃金周知番組の出演

大阪局版ポスター・リーフレット裏面に「大阪府働き方改革推進支援・賃金相談センター」や助成金に係る中小企業支援事業について掲載

大阪府最低賃金審議会会長から大阪労働局長への答申
令和4年8月4日



最低賃金の履行確保に係る取組

- 大阪市・堺市と「最低賃金にかかる情報の提供に関する協定」を締結し、業務委託契約等受注業者の最低賃金履行確保に係る情報提供体制を構築しています。
- 行政機関の業務委託先において、最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように地方自治体及び国関係機関に発注時の特段の配慮等について要請を行いました。政令指定都市を除く府内市町村長に対して、大阪府知事と労働局長連名による要請を行いました。
- 大阪働き方改革推進会議に設置された「最低賃金のための環境整備に関する作業部会」を開催し、関係団体・関係省庁との連携して、大阪国税局（府内31署、確定申告特別相談会場3ヶ所での配架・掲示）、金融機関、スーパー他商業施設等2,000団体、大阪府内高等学校へリーフレットを配布するなど周知を強化しました。
- 労働基準監督署において、最低賃金の履行確保に係る監督指導の際、「大阪府働き方改革推進支援・賃金相談センター」の無料相談会を臨時に開設し、賃金引き上げに向けた支援策等の相談に対応しました。

パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージに係る取組

- 最低賃金・賃金の引上げに向けた生産性向上に取り組む企業への支払の徹底と賃金引上げに向けた環境整備を行うため集中取組期間（1月～3月）に最低賃金の履行確保を重点とする監督指導を362件実施し、最低賃金違反は29件（違反率8.0%）であった（令和5年1月30日現在）。監督時に賃金引上げに向けた生産性向上のための各種支援策・好事例及び転嫁対策関連の施策について紹介を行い、同一労働同一賃金に関する状況を確認しました。

最低賃金制度のマスコット
チェックマン



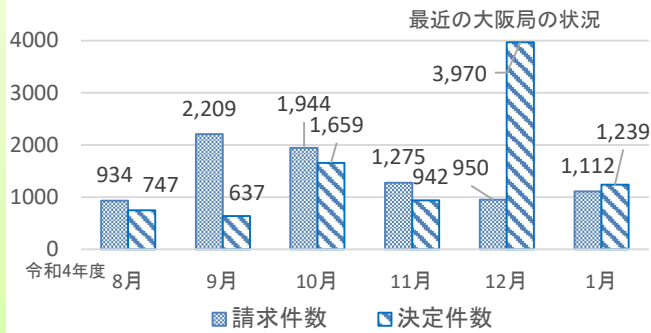
【労災補償対策の推進】

新型コロナウイルス感染症の労災請求事案への迅速・的確な調査の実施

○ 新型コロナウイルス感染症に係る労災請求が増大しており、本省通達に基づく迅速かつ的確な調査、決定を行っています。また、集団感染が発生した事業場が確認された場合等には必要に応じ、事業場等に対し労災請求勧奨を行っています。

【大阪局の状況(累計)】 (令和5年1月末現在)

○「請求件数」15,791件 ○「支給決定件数」14,643件



最新で新型コロナウイルスに感染した方へ
届届によって追加した場合は、労災保険給付の対象となります

対象となるのは？

- 職務経歴が不明なことが明らかでない場合
- 感染経路が不明な場合でも、感染リスクが高い業務に従事し、それによってもたらされた感染が認められる場合
- (例1) 感染の発生が認められた事業場等での勤務中
- (例2) 感染の発生が認められた事業場等での勤務中以外の期間、感染の発生が認められた事業場等での勤務中以外の期間、感染の発生が認められた事業場等での勤務中以外の期間、感染の発生が認められた事業場等での勤務中以外の期間
- 症状が持続し(検査結果が陽性)、療養等が必要と認められる場合も労災給付の対象

労災保険の種類

労災保険の種類

労災保険の種類

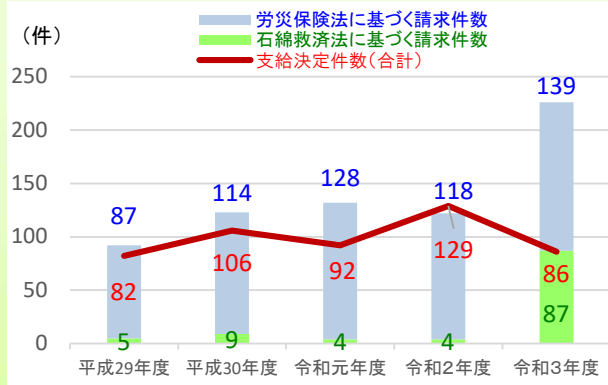
労災保険の種類

労災保険の種類

石綿関連疾患に係る補償(救済)制度の更なる周知の徹底

【令和3年度大阪局の状況】 (確定値)

- 「請求件数」 226件 (前年度比104件増加)
- 「支給決定件数」 86件 (前年度比43件減少)



○ 毎年、石綿ばく露作業による労災認定等事業場を公表しています(全国)。※平成17年7月の第1回公表以来、令和3年度分まで延べ17,000事業場を公表しています。

○ 石綿関連請求件数は年間100件以上の高水準で推移しており、労災補償及び石綿健康被害救済法に基づく特別遺族給付金(改正石綿救済法)の周知・広報に努め、石綿による疾病についての補償もれがないよう、労災請求等の一層の促進を図っています。

迅速・適正な労災補償の実施

○ 過労死等事案(脳・心臓疾患及び精神障害事案)の請求件数は依然として高水準で推移しています。

○ 過労死等事案の事務処理に当たっては、監督・安全衛生担当部署と連携した調査を実施するとともに、認定基準等に基づく迅速・適正な処理を推進しています。なお、脳・心臓疾患労災認定基準は、労働時間と労働時間以外の負荷要因を総合評価することを明確化するなど、令和3年9月に改正が行われました。

○ 労災保険の窓口業務について、相談者等に対して懇切・丁寧な説明を行っています。

脳・心臓疾患の労災認定基準 改正に関する4つのポイント

- 1 長期間の過労業務、短期間の過労業務の労災認定基準を併用して労災認定することを実現しました
- 2 長期間の過労業務、短期間の過労業務の労災認定基準以外の負担要因を評価できるようにしました
- 3 短期間の過労業務、長期間の過労業務の発生と発症との関連性が強いと判断できる場合に認定しました
- 4 対象事例に「無関係な不慮」を新たに追加しました

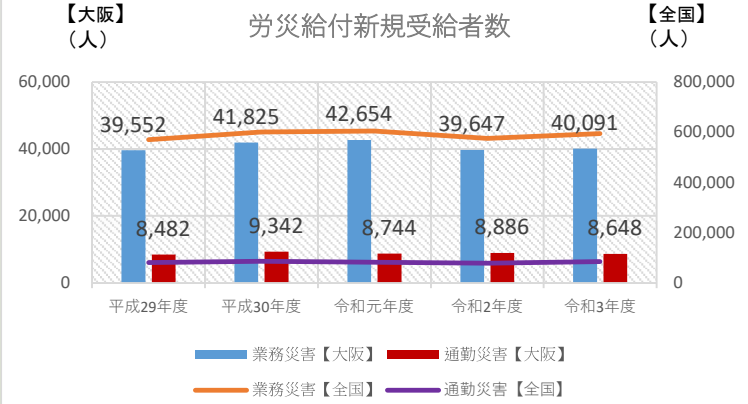
労災認定の迅速化、異質な出稼業務の発生と発症との関連性が強いと判断できる場合に認定しました

労災認定の迅速化、異質な出稼業務の発生と発症との関連性が強いと判断できる場合に認定しました

労災認定の迅速化、異質な出稼業務の発生と発症との関連性が強いと判断できる場合に認定しました

労災認定の迅速化、異質な出稼業務の発生と発症との関連性が強いと判断できる場合に認定しました

大阪局保険給付状況(新規受給者数)



【外国人労働者に係る適正な雇用管理】

外国人労働者の適正な雇用管理に関する取組

○大阪府内の労働者数 4,491,328人(令和3年経済センサス-活動調査 速報)
 ○大阪府内の外国人労働者数 124,570人(令和4年10月末現在)

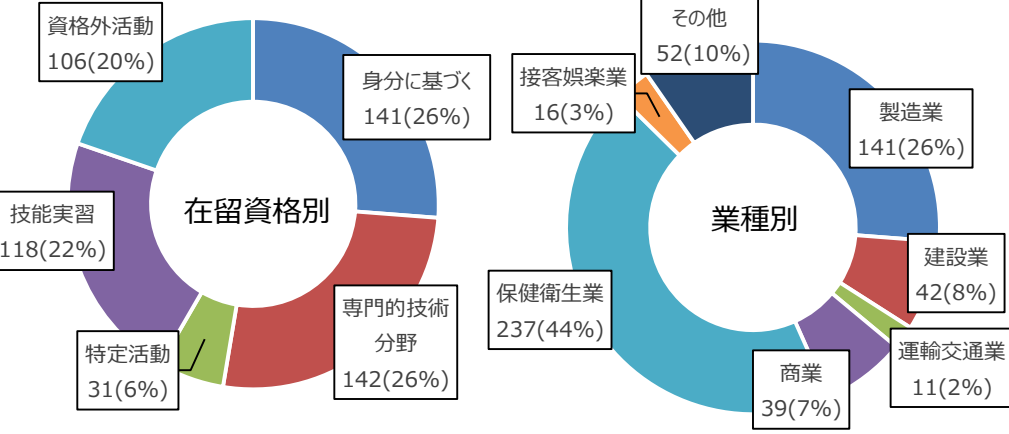
技能実習生の実習実施者に対する監督指導状況

◆令和3年 監督指導状況

	大阪	全国
1 監督実施事業場	275	9,036
2 労働基準関係法令違反数	188(68.4%)	6,556(72.6%)
3 上記2のうち、主な違反事項		
(1) 安全基準	69(36.7%)	2,004(30.6%)
(2) 労働時間	60(31.9%)	1,345(20.5%)
(3) 割増賃金の支払	44(23.4%)	1,443(22.0%)
(4) 年次有給休暇	30(16.0%)	1,140(17.4%)

外国人労働者に係る労働災害発生状況

◆令和4年 外国人労働者に係る労働災害発生件数 538件(うち死亡災害3件)



外国人労働者の適正な雇用管理に関する取組

◆雇用管理改善の助言

・外国人労働者の雇用管理改善等のためにハローワークにおいて、「外国人Q&A」等を活用し、外国人労働者雇用事業所に対する助言指導を実施しています。



◆監督指導の実施等

・技能実習生の労働条件の確保を図るため、労働基準監督署において労働基準関係法令違反の疑いがある実習実施者に対する監督指導を実施しています。
 ・監督指導において技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められた場合には、出入国管理機関・外国人技能実習機構への通報を行っています。

令和3年 労働基準監督機関と出入国管理機関等との相互通報の状況

	大阪	全国
1 労働基準監督機関から出入国管理機関等へ	27	483
2 出入国管理機関等から労働基準監督機関へ	121	1882

◆多言語労働相談体制の整備

・外国語(英語、中国語、ポルトガル語、ベトナム語)で対応できる相談員を労働局に配置し、外国人労働者からの相談に対応しています。
 ・上記のほか、厚生労働省では「外国人労働者向け相談ダイヤル」を設置しており、13言語について外国人労働者からの相談に対応しています。

◆外国人労働者に係る労働災害対策の推進

・外国人労働者が容易に理解できる労働安全衛生に関する視聴覚教材等(およそ10か国語)の周知により、労働災害防止対策を推進しています。



「安全衛生と労災防止の基本」英語版

(5) 職業安定の分野

【新型コロナウイルス感染症の影響に対応した取組の推進】

新型コロナウイルス感染症の影響に対応した取組

○雇用調整助成金の特例措置(再掲)

- ・令和2年1月24日から適用期間とし、緊急対応期間(4月1日～)の休業等に適用。
- ・令和4年10月～特例措置について、企業の新たな人材獲得の制約にならないよう**段階的縮小を実施**。
 - ①業況特例、地域特例及び原則的な措置は11月末まで現行の助成率
 - ②日額上限を、業況特例・地域特例で12,000円、原則的な措置は8,355円に改正
- ・令和4年12月からは**原則通常制度へ移行**することとしつつ、助成要件や申請書類の簡素化等については令和5年3月まで継続。
- ◆支給実績(1月末現在) 支給申請累計:818,483件 支給決定累計:814,773件(決定率99.5%)

【円滑な労働移動の促進】

在籍型出向等支援事業

○在籍型出向等支援事業

- ・協議会(※1)、産雇センター(※2)とともに、在籍型出向及び産業雇用安定助成金の制度周知・活用促進に取り組んでいる。
 - ① 当局主催セミナーの開催、他団体主催セミナー等への講師派遣による周知、活用促進
 - ・11月25日、12月9日(当局主催) 在籍型出向オンラインセミナー
 - ・11月24日(八尾商工会議所主催)、12月7日(東大阪商工会議所主催) セミナーへの講師派遣
 - ② 雇用調整助成金を利用している事業所への制度案内・説明、産雇センターへの円滑な誘導
 - ③ 協議会構成員の会報、HP等での制度周知
- (※1)大阪府在籍型出向等支援協議会
- (※2)公益財団法人産業雇用安定センター大阪事務所



(八尾商工会議所主催セミナーへの講師派遣)

○産業雇用安定助成金(再掲)

- ・在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向経費等の一部を助成する制度として創設。
- ・人材の有効活用をはかり、円滑な労働移動を推進するため令和4年10月に制度改正(支給期間の延長、支給対象労働者数の上限撤廃、出向復帰後の訓練に対する助成)。
- ◆計画受理状況(1月末現在) 出向労働者数:3,088人 出向元事業所数:280所 出向先事業所数:441所 支給決定累計:1,727件

【「人への投資」に関する取組】

人材開発の取組

○人材開発支援助成金「人への投資促進コース」

- ・「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)において、人への投資を強化するため民間ニーズを把握しながらデジタル人材育成の強化等を行うこととされたことにより、本助成金を新設。
- ・職務に関連した専門的な知識と技能の習得を目的として、計画にそって訓練を実施した場合に、訓練中の賃金と訓練経費の一部を助成。
- ・積極的な活用に向けた勧奨の取組を実施。
- ・◆計画受理状況(1月末現在) 計画届件数:41件 計画届人数:3,437件

職業訓練を活用した人材育成支援

○地域職業能力開発促進協議会の設置

- ・令和4年3月に改正された職業能力開発促進法により地域職業能力開発促進協議会が法定化され、「大阪府地域職業能力開発促進協議会」を設置。
(令和4年11月8日に第1回会合を開催、令和5年3月15日に第2回会合を開催予定)
- ・協議会では、地域の人材ニーズを踏まえた訓練コースの設定や職業訓練効果の把握・検証を行うための議論を展開。
- ・地域の人材ニーズに即した効果的な人材育成を行っていくために、公的職業訓練全体としての総合的な計画として、「大阪府地域職業訓練実施計画」を策定。

○デジタル分野に係る公的職業訓練の活用

- ・「デジタル田園都市国家構想基本方針」を踏まえ、職業訓練におけるデジタル分野の推進・重点化によりデジタル人材を育成。
- ・IT分野の訓練コースの誘導強化や訓練開始前から訓練終了後まできめ細かな個別・伴走型支援により、デジタル分野における再就職支援を積極的に実施。

○公的職業訓練の周知・受講勧奨

- ・訓練受講後の就職像及び職業理解の促進を図るための訓練実施施設による訓練コース説明会を定期的開催。
- ・SNS(LINE、YouTube、Twitter)、ホームページ、公的職業訓練PR用パンフレット「ハロートレーニング」を活用し、これまでハローワークを利用されていない方々に対しても積極的に情報を発信。
- ・わかものハローワーク利用者等に対して、主にものづくり分野を実施する訓練実施施設での体験会等を開催するツアー型見学会を実施。

【公的職業訓練周知用リーフレット】



【公的職業訓練周知用パンフレット「ハロートレーニング」】



【ツアー型見学会の様子】



○訓練受講者等の実績

	応募者数	受講者数	就職件数
令和2年度	14,522	8,731	4,260
令和3年度	14,042	9,077	5,024
令和4年度 (12月末時点)	10,043	7,227	3,877

※応募者数・受講者数については各年度ごとに算出
※就職数については、訓練修了3か月後の件数を計上

くねんサウルス
Tre-Gon



【雇用失業情勢を踏まえた職業紹介業務の推進】

職業紹介業務の充実強化による効果的なマッチングの推進

行政運営方針
【3-1】

○雇用失業情勢

・有効求人数は持ち直しの動きが続いている一方で、新型コロナウイルス感染症の感染終息が不明な中、求職活動に慎重さがみられるなど有効求職者数が高止まりしているため、求職者・求人者の効果的なマッチング支援が重要。

○対面によるサービスの拡充

・感染防止対策を徹底した上で集合形式の各種イベントを徐々に再開し、求職者と求人者が直接触れ合うことができる機会を拡充。



【各所イベントの様子】

○オンラインツールを活用した取組

・利用者の多様なニーズに対応し、新たな利用者層を広げるためにSNSを活用した情報発信やオンライン環境を活用したセミナー、面接会、職場見学等を実施。



【大阪労働局職業安定部公式Twitter】

○求人充足のための求人者支援

・事業所訪問等による詳細な求人情報の収集、求職者の多様なニーズを踏まえた求人確保することで求人への応募を促進。
・電話やオンライン相談なども含め、必要に応じて多様な手法を活用しながら、積極的に求人開拓を実施。



【所内掲示の様子】

人材不足分野等における人材確保対策の総合的な推進

行政運営方針
【3-2】

○人材確保対策推進事業の実施

・ハローワークに人材確保対策コーナー(府内10か所)を設置。
・業界団体との連携による業界の魅力発信、事業主への求人充足支援、求職者への個別支援を実施。

人材不足分野における就職件数 13,982件(令和5年1月末現在)



【介護就職日の開催】
11月11日の「介護の日」前後を「介護就職日」とし、大阪府内全てのハローワークで就職面接会やセミナー等を開催
実施回数: 36回
参加事業所数: 106社
参加求職者数: 933名



【保育士就職面接会の開催】
保育分野への就職に興味のある求職者を対象とした「保育士就職面接会」を開催

【地方自治体との連携による就職支援】

地方自治体との連携

雇用対策協定の締結状況

7自治体と締結
(令和5年1月末現在)

- 大阪府
- 堺市
- 東大阪市
- 高槻市
- 吹田市
- 寝屋川市
- 柏原市

地元自治体と連携し、様々な取組を実施

■堺市との連携イベント
(南サテライトフェア)

■八尾市、柏原市、八尾商工会議所、
柏原市商工会との連携イベント
(やおかしわら就職フェア2022)

■尼崎市役所、大阪市西淀川区役所との連携イベント
(あま・にしよどものづくり就職フェア)

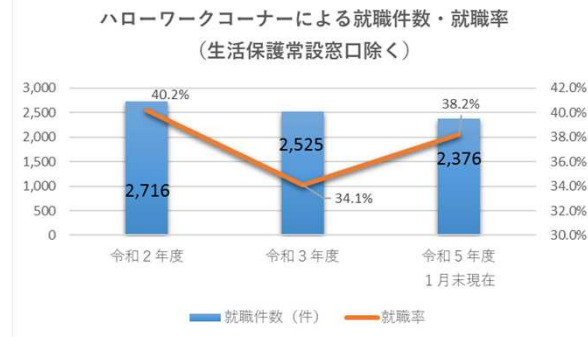
■摂津市、高槻市、茨木市、
島本町との連携イベント
(三市一町合同就職フェア)

■吹田市、吹田商工会議所、豊中商
工会議所との連携イベント
(障がい者就職応援フェアinすいた)

一体的実施の取組

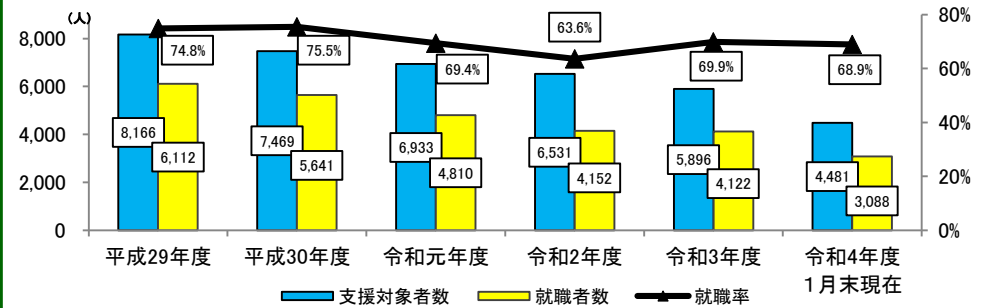
- 大阪府、大阪市、堺市、寝屋川市、柏原市と7拠点で実施
- ハローワークコーナーによる就職件数(生活保護常設窓口を除く)
2,376件 (令和5年1月末現在)対前年同期比**16.0%増加**

■令和5年5月9日(火)にさかいJOBステーション・堺ハローワークコーナーが中百舌鳥地域に移転しリニューアルオープン予定。
■自治体等と定期的な情報交換を行う等、連携強化を図っている。



生活保護受給者等に対する就労支援

- 生活保護受給者等の生活困窮者に対して、福祉事務所内へのハローワーク常設窓口の設置(大阪府内計21か所)や巡回相談といったワンストップ型の就労支援を実施。
- 生活保護受給者等に対する支援実施状況(令和5年1月末現在)
・就職率 69.2%(目標との差+5.9pt) ・就職件数 2,828件(目標達成率74.0%)



【若者・女性に対する雇用対策の推進】

新規学卒者に対する就職支援の取組

行政運営方針【2-2-⑤】

○大阪新卒応援ハローワークの取組

大学への恒常的な訪問による連携、企業説明付きの就職面接会、就活生や就活生の親を対象としたオンラインセミナーを実施。



○「世界一・日本一合同企業説明会」を開催

令和5年3月9日(木)・10日(金)に、大阪が誇る世界一・日本一などの技術やシェアを持つ企業が集まる「世界一・日本一合同企業説明会」を開催予定。

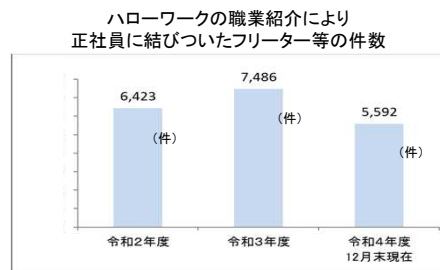
フリーターに対する正社員就職支援の取組

行政運営方針【2-2-⑤】

○ハローワークによる支援

わかものハローワークを中心に担当者制による個別支援、各種セミナーを実施。

ハローワークの職業紹介により正社員に結びついたフリーター等の件数
5,592件 (令和4年12月末現在)



マザーズハローワーク事業の推進

行政運営方針【2-2-②】

○マザーズハローワーク事業の取組

大阪府内の2か所のマザーズハローワークと13か所のマザーズコーナーを拠点として、子育てと仕事の両立を希望されるすべての方に担当者制の個別支援を実施。

重点支援対象者に対する担当者制
支援対象者数 4,687人
就職件数 4,518件
就職率 96.4%
(令和5年1月末現在)



○マザーズイベントの開催

・9月から11月にかけて、「マザーズWEEKS」と銘打ち、各拠点で就職面接会・グループワーク・セミナー等の就職関連イベントを実施。
実施イベント総数 67回
参加者合計 884名



・仕事と家庭の両立に理解がある事業所(ハローマザー企業)による「ハローマザー企業会社説明&面接会3DAYS inなんば」を開催。また、就職に向けての様々な不安を座談会形式で共有する「なんばEnjoyワーク・ライフサロン」も同時開催。

1月24日～1月26日
「ハローマザー企業」会社説明会&面接会3DAYS
大阪マザーズハローワークにて開催
【座談会の様子】



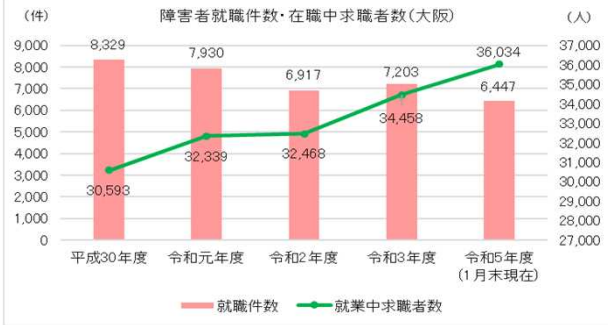
【障害者・高齢者・外国人に対する雇用対策の推進】

障害者などの雇用対策の推進

行政運営方針
【3-4】

○ハローワークにおける障害者就職件数

6,447件(令和5年1月末現在)



○民間企業に雇用されている障害者の数は、
18年連続過去最高を更新



○障害者就職面接会

令和5年2月28日(火)
会場:マイドームおおさか
参加予定企業:50社

「障害者の就労を考えるセミナー」
同時開催



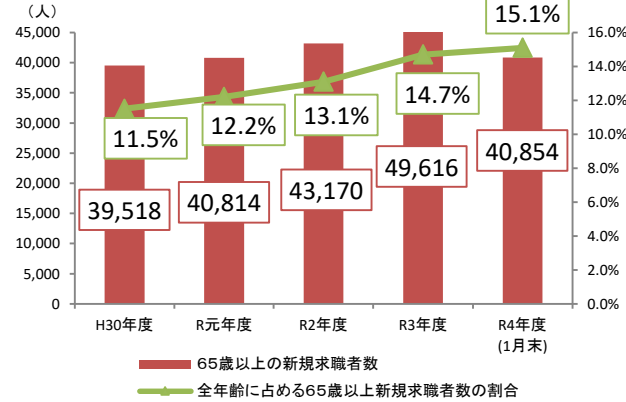
高齢者の雇用対策の推進

行政運営方針
【2-2-③】

○生涯現役支援窓口での就職支援

・生涯現役支援窓口において65歳以上の高齢者を重点的に支援、担当者制による個別相談や各種セミナー、就職面接会等を実施

・生涯現役支援窓口での65歳以上就職件数
3,001件(令和5年1月末現在)



○シニア就職面接会

令和5年3月9日(木)
天満橋OMMビル
参加予定企業 25社



55歳以上の就職活動中の方
を対象に開催予定

○改正高齢者雇用安定法の周知

・70歳までの就業確保措置を講じることを定めた改正高齢者雇用安定法(令和3年4月1日施行:努力義務)について、その円滑な実施に向け、あらゆる機会を捉えて周知啓発を実施

外国人の雇用対策の推進

行政運営方針
【3-5】

○外国人雇用状況の届出状況



外国人労働者数は124,570人で前年同期比11.4%の増加
(令和4年10月末現在)

○外国人留学生就職面接会2022

令和4年12月2日(金)
マイドームおおさか
で実施
(完全予約制の参加型)

参加企業 50社
参加留学生 211名
紹介件数 378件
相談コーナー利用者 48名



○初めての外国人雇用セミナー

外国人の雇用実績がない事業所を対象に外国人雇用の基礎知識を深めていただくセミナーを開催
10回開催 81名参加(令和5年1月末現在)
(昨年度:12回開催 91名参加)
※昨年7月からオンライン形式で実施

【就職氷河期世代に対する就職支援の取組】

○集中取組期間を延長(「第二ステージ」へ)

・府内6か所(梅田、大阪東、阿倍野、堺、布施、枚方)のハローワークに設置している「35歳からのキャリアアップコーナー(就職氷河期世代支援窓口)」を中心に就職支援を実施。

・就職氷河期世代について、令和4年度までの3年間の集中取組期間に加え、令和5年度、6年度の2年間を「第二ステージ」と位置付け就職氷河期世代の支援に取り組みます。



○ハイブリッド型セミナーの実施

・専門窓口設置所を中心に府内のハローワークをZoomで接続し、複数会場において同時開催。

「就活のためのやる気スイッチの入れ方・続け方」
「就職氷河期世代FPと考える！これからのお金と仕事のこと」等開催。

全9回開催 参加1,372名(令和5年1月末現在)
本会場221名、サテライト会場(66か所)1,151名



○面接会の開催

「35歳からのキャリアアップ就職面接会WEEK」
専門窓口設置所を中心に毎月第3週にミニ面接会を集中的に開催。

「35歳以上のミドル世代のための合同企業説明会」

梅田センタービル 梅田クリスタルホール
令和4年9月27日(火)開催
参加企業30社、参加求職者203名

「35歳以上のミドル世代のための就職面接会&企業説明会」

就職氷河期世代の採用に意欲的な企業との出会いの場として、就職面接会&企業説明会を開催。当日は、お仕事探しや働く準備、資格取得オープニングセミナーや各種相談ブースも設置。

天満橋OMMビル 令和4年12月8日(木)開催
参加企業70社、参加求職者390名、参加機関6機関



○ハローワークの職業紹介により、正社員に結び付いた就職氷河期世代(35歳～54歳)の不安定就労者・無業者の件数

8,051件、進捗率83.4%(令和4年12月末現在)

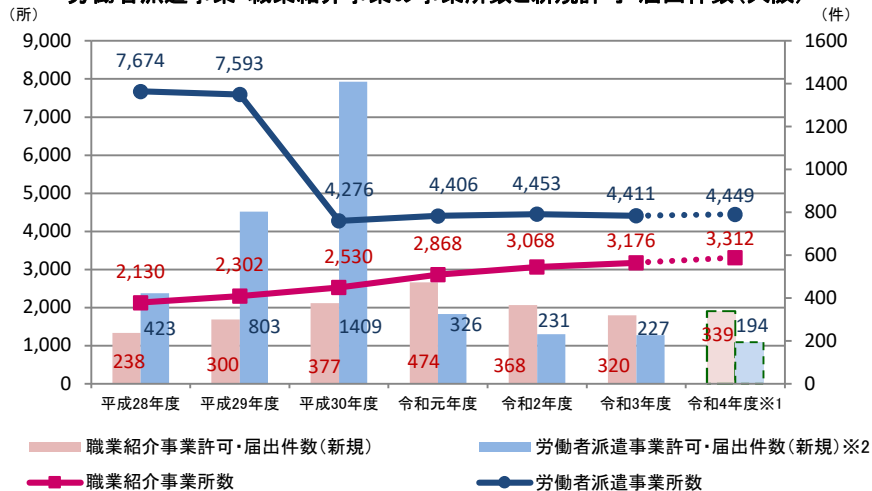


(6) 需給調整事業の分野

許可事業者等への法制度の周知徹底

労働者派遣法、職業安定法等の遵守徹底

労働者派遣事業・職業紹介事業の事業所数と新規許可・届出件数(大阪)



①指導監督の状況

	令和4年度 (1月末現在)	前年度同期
職業紹介事業	444件	282件
労働者派遣事業	派遣元	927件
	派遣先	30件
請負関係事業	18件	26件

②説明会等の実績については、左記に掲載。

派遣労働者に対する積極的な支援等

- ①派遣労働者からの苦情・相談(12月末現在) ※四半期ごとに集計
926件(前年同期 747件)
※指導監督が必要な事案についてはできる限り早期に全て対応
- ②労働者派遣セミナー(1月末現在)
8回 55名(前年同期実績なし)

- ①新規事業者向け説明会(1月末現在)
労働者派遣事業 10回 36名(前年同期実績:6回 20名)
職業紹介事業 10回 37名(前年同期実績:6回 26名)
- ②新規許可・更新後説明会(1月末現在)
労働者派遣事業 9回 367事業所(前年同期実績なし)
職業紹介事業 9回 457事業所(前年同期実績なし)
※前年度から4月までは代替措置として資料送付を実施。
- ③業界団体等への講師派遣状況(1月末現在)
4団体 5回(前年同期 5団体 5回)

(7)労働保険適用徴収の分野

【労働保険適用徴収の分野における取組状況】

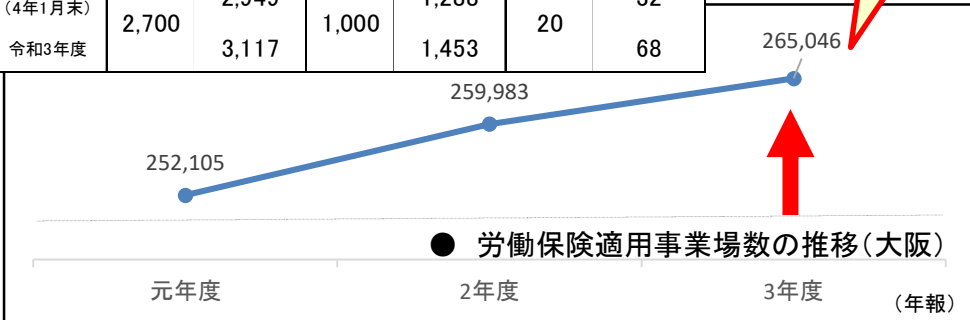
労働保険未手続事業一掃対策の推進

令和4年度労働保険適用促進計画に基づき、局・署・所が一体となって取組を実施

● 対策の取組実績

	未手続指導件数		手続指導による成立件数		職権による成立件数 (自主成立を拒んだもの)	
	目標件数	実績	目標件数	実績	目標件数	実績
令和4年度 (5年1月末)	2,800	2,940	1,200	1,158	20	21
令和3年度 (4年1月末)	2,700	2,949	1,000	1,288	20	32
令和3年度		3,117		1,453		68

2年間で適用事業
場数
12,941件増↑



労働保険未手続事業一掃強化期間の広報の取組(11月)



● ケーブルテレビ(J:COM)に生出演し
労働保険制度の周知・広報を行う

- YouTubeの動画配信
- 池田泉州銀行 87店舗へのリーフレットの配架
- 大阪信用金庫 73店舗の広報モニターへの掲載

労働保険料の収納率の維持・向上

労働保険料の適正徴収を期するため、実行ある滞納整理を実施

● 年度別労働保険料収納率(大阪)

収納率は、徴収決定額に占める収納額の割合

	令和4年度 (5年1月末)	令和3年度	令和2年度
徴収決定額	2,629億円	2,231億円	2,220億円
収納額	1,950億円	2,208億円	2,173億円
収納率 ()は全国	74.19 % (73.96 %)	98.97 % (98.97 %)	97.89 % (98.02 %)

(参考)	令和5年1月	令和4年1月	令和3年1月
徴収決定額	2,629億円	2,224億円	2,213億円
収納額	1,952億円	1,651億円	1,625億円
収納率 ()は全国	74.19 % (73.96 %)	74.21 % (73.87 %)	73.46 % (73.12 %)

労働保険料の口座振替制度及び電子申請・納付の利用促進

報道機関や府下公共団体等を活用した効果的広報活動を展開するなど、あらゆる機会を通じた、周知・勧奨を展開

広報活動リーフレット
参考例⇒